

国技建調第 6 号  
令和 5 年 2 月 10 日

各地方整備局 企画部長 様  
北海道開発局 事業振興部長 様  
沖縄総合事務局 開発建設部長 様

大臣官房技術調査課  
建設技術調整室長

### 業務における情報共有システムの活用について

受発注者双方の業務環境の改善による建設生産システムの生産性向上のため、「業務における情報共有システムの活用の試行について」（令和 4 年 7 月 12 日付 国技建調第 3 号）に基づき、業務における情報共有システムの活用を試行してきたところである。

今般、これまでの試行結果を踏まえ、令和 5 年度から業務における情報共有システムを別紙「業務における情報共有システムの活用に関する留意事項」に基づき運用することとしたので、受発注者双方の一層の業務環境の改善による建設生産システムの生産性向上に図られたい。

#### 附則

この通知は、令和 5 年 4 月 1 日以降に契約を締結する業務に適用する。なお、この通知時点で入札手続きを開始している業務は、変更契約により対応する。

## 業務における情報共有システムの活用に関する留意事項

## 1. 対象

- 令和5年度以降、原則として全ての業務（測量業務、地質調査業務、設計業務等（発注者支援業務を含む））で情報共有システムの活用を図ることとする。

## 2. 調達方法

- 情報共有システムの契約は、当該業務の受注者が行うこととする。
- 使用する情報共有システムは、受注者が「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev. 1.4）【要件編】【解説編】令和4年3月」（国土技術政策総合研究所）を満たすシステムを選定し、調査職員と協議の上決定することを基本とする。
- （2）において、「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件」が改定されている場合には、直近のものに読み替えること。

## 3. 受注者と情報共有システムのサービス提供者との契約内容

受注者と情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約については、次の内容を含めた契約を行うものとする。

- サービス提供者は、情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整えること。
- サービス提供者は、善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに調査職員及び受注者に連絡を行い適正な処置を行うこと。
- （2）の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると調査職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができること。

## 4. 費用の取り扱い

情報共有システムの活用に係る費用は、次のとおり取り扱うものとする。

- 情報共有システムに係る費用は発注者が負担するものとする。
- 情報共有システムに係る費用は直接経費または直接調査費（積上計上分）に計上するものとし、間接原価、一般管理費等の対象外とする。「情報共有システムに係る費用」とは、調査職員及び受注者が情報共有システムを利用するために必要となる、情報共有システムへの登録料及び使用料とする。ただし、緊急時の個別対応による費用等が生じた場合には、別途計上するものとする。

## 5. 特記仕様書の記載例

1. 本業務は、情報共有システム活用の対象業務である。活用にあたっては「土木工事等の情報共有システム活用ガイドライン」（令和4年3月）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本業務で使用する情報共有システムを選定し、契約後速やかに、調査職員と協議し承諾を得なければならない。使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
  - ・業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件 (Rev. 1.4)  
【要件編】【解説編】令和4年3月
3. 調査職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、調査職員と協議の上決定する。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
  - ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
  - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
  - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると調査職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 情報共有システムに係る費用は設計変更の対象とし、情報共有システムへの登録料及び使用料とする。
6. 受注者は、調査職員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

(注) 「土木工事等の情報共有システム活用ガイドライン」又は「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件」が改定されている場合には、直近のものを記載すること。

国技建調第5号  
令和5年2月1日

各地方整備局 企画部長 様  
北海道開発局 事業振興部長 様  
沖縄総合事務局 開発建設部長 様

大臣官房技術調査課  
建設技術調整室長

### 業務におけるオンライン電子納品の運用開始について

業務におけるオンライン電子納品については、業務におけるオンライン電子納品の試行について（令和4年9月28日付 事務連絡）により、試行運用を実施したところである。

今般、試行運用において技術的な検証を行い、運用環境が整ったことから、下記の通り業務におけるオンライン電子納品の運用を開始するので、適切に対応されたい。

### 記

1. 対象業務
  - ・令和5年4月以降に完了する情報共有システムを利用する全ての業務（電子納品を求めない業務を除く）
2. 適用要領
  - ・別添1 オンライン電子納品実施要領 業務編
3. 特記仕様書記載例
  - ・別添2 特記仕様書記載例

以上

【特記仕様書の記載例】

第〇条 成果品の納品

本業務の成果品の納品は、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理システムへのオンラインによる納品を原則とする。

オンラインによる納品が実施できない場合は、調査職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。